

国内における地球温暖化対策のため  
の排出削減・吸収量認証制度  
(J-クレジット制度)  
実施要綱

Ver. 5.2

2021年8月3日

## 目次

第1章	総則	1
1.1	目的	1
1.2	用語の定義	1
1.3	J-クレジット制度の設計に当たっての基本的方針	2
1.4	基本文書一覧	3
1.5	J-クレジット制度の原則	4
1.6	J-クレジット制度の対象	5
1.7	J-クレジットの用途	7
第2章	運営体制	8
2.1	体制	8
2.2	委員会等の業務	8
2.3	委員会の構成	9
2.4	委員会の運営	10
2.5	審査機関の要件及び登録手続	11
第3章	手続	13
3.1	手続の流れ	13
3.2	J-クレジットの管理	15
3.3	森林管理プロジェクトに係る特別措置	16
3.4	プロジェクトの取消し	16
3.5	地域版J-クレジット制度の概要	16
第4章	附則	19
4.1	施行日	19
4.2	基本文書からの逸脱行為を行った場合の措置	19
4.3	経過措置	20
4.4	審査機関の登録に関する特例	21

## 第1章 総則

### 1.1 目的

国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J-クレジット制度）実施要綱（以下「本実施要綱」という。）は、2013年度以降の国内における排出削減対策及び吸収源対策を積極的に推進するために実施する国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（以下「本制度」という。）の基本的方針及び原則を示すとともに、本制度の運営のために必要な各種委員会の業務並びに本制度を利用する者が従うべき要件及び手続を規定することを目的とする。

### 1.2 用語の定義

用語	定義
排出削減量	ベースライン排出量からプロジェクト実施後排出量を差し引いた温室効果ガスの量
吸収量	プロジェクト実施後吸収量からプロジェクト実施後排出量及びベースライン吸収量を差し引いた温室効果ガスの量
追加性	本制度がない場合に、排出削減・吸収活動が実施されないこと
J-クレジット	本制度に基づいて認証された温室効果ガス排出削減・吸収量
排出削減・吸収活動	温室効果ガス排出量の削減又は温室効果ガスの吸収をもたらす活動
プロジェクト	排出削減・吸収活動であって、本制度に登録されたもの
プロジェクト実施者	排出削減・吸収プロジェクトを実施しようとする者又はプロジェクト登録を受けた者。具体的には各方法論に定める主要排出活動又は吸収活動に係る設備等を管理する者
J-クレジット保有者	J-クレジット登録簿において口座を開設し、当該口座においてJ-クレジットを保有する者
ベースライン排出・吸収量	プロジェクトを実施しなかった場合に排出又は吸収される温室効果ガスの想定量
プロジェクト実施後排出・吸収量	プロジェクトを実施した場合に、当該プロジェクトに起因して排出又は吸収される温室効果ガスの量
モニタリング	プロジェクトによる排出削減・吸収量を算定するために必要な値を計測、評価、記録すること
方法論	排出削減・吸収に資する技術ごとに、適用範囲、排出削減・吸収量の算定方法及びモニタリング方法等を規定したもの
プロジェクト登録	プロジェクトを実施しようとする者から登録の申請のあった、温室効果ガス排出量の削減又は温室効果ガスの吸収をもたらす活動について、本制度のプロジェクトとして認めること
妥当性確認	プロジェクト登録に当たり、プロジェクト計画書に記載された内容が、本実施要綱、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制

	度（J-クレジット制度）実施規程（審査機関向け）（以下「実施規程（プロジェクト実施者向け）」という。）、方法論及びモニタリング・算定規程に規定される要件に適合しているかについて第三者が審査を行うこと
妥当性確認機関	妥当性確認を行う法人であって、本実施要綱に基づいて本制度に登録された者
認証	プロジェクト実施者から認証の申請のあった排出削減・吸収量について、J-クレジットとして認め、識別番号を付与すること
認証対象期間	プロジェクトにおいて、J-クレジットの認証を受けることができる期間
検証	認証に当たり、モニタリング報告書が本実施要綱、実施規程（プロジェクト実施者向け）、方法論及びモニタリング・算定規程及びプロジェクト計画書に従い適正に算定されているかについて、第三者が審査を行うこと
検証機関	検証を行う法人であって、本実施要綱に基づいて本制度に登録された者
審査機関	妥当性確認機関及び検証機関の総称
識別番号	J-クレジットに対し、1トン単位で付与される番号
J-クレジット登録簿	J-クレジットを管理・記録するための電子的台帳
移転	J-クレジット登録簿上でJ-クレジットの保有者を変更すること
無効化	J-クレジット登録簿上でJ-クレジットを無効化口座に移転し、それ以降移転できない状態にすること
取消し	J-クレジット登録簿上でJ-クレジットを取消口座に移転し、排出削減・吸収量が生じなかった状態にすること
低炭素社会実行計画	一般社団法人日本経済団体連合会が策定していた環境自主行動計画に続く、2013年度以降の産業界の地球温暖化対策の取組
カーボン・オフセット	自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、クレジットを購入することにより、その排出量の全部又は一部を埋め合わせること
地域版 J-クレジット制度	本制度において、運営主体として承認された地方公共団体及びその集合体が、排出削減・吸収量の認証を行う制度
地域版 J-クレジット	地域版 J-クレジット制度により認証された排出削減・吸収量

### 1.3 J-クレジット制度の設計に当たっての基本的方針

本制度は、2012年8月2日に取りまとめられた「新クレジット制度の在り方について（取りまとめ）」（新クレジット制度の在り方に関する検討会）に基づき、以下の4つの理念を基本的方針として制度設計を行ったものである。

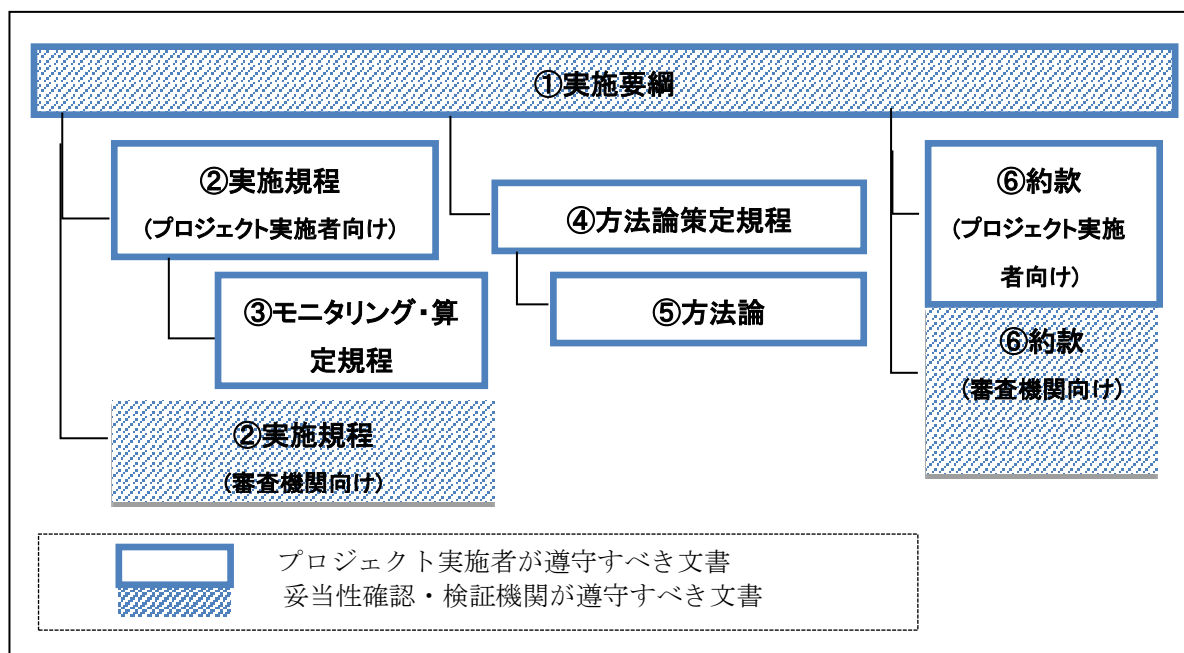
- ① 国内クレジット制度及びオフセット・クレジット（J-VER）制度の優れている点を取り入れ、相互補完し、多様な主体が参加できる制度とする。
- ② 環境の観点からみて信頼が得られるものとともに、使いやすく適用範囲の広い利便

性のある制度とする。

- ③ 地域資源の活用による温室効果ガス削減に向けた地域の取組やクレジットの地産地消を後押しし、地域活性化につながるような制度とする。
- ④ 国際的にも評価され、海外における取組においても参考とされるような内容となることを目指す。

#### 1.4 基本文書一覧

J-クレジット制度の運営に必要な制度文書のうちJ-クレジット制度において従うべき要件等を定めた基本文書とその上位・下位関係は、以下のとおりである。



J-クレジット制度における文書構造

各文書の内容及び当該文書に定められた要求事項を遵守しなければならない主体（「利用者」欄に明記された主体）は以下のとおり。

	文書名		規定内容	利用者
①	実施要綱		J-クレジット制度の基本的方針及び原則、各種委員会等の業務並びにJ-クレジット制度を利用する者が従うべき要件及び手続を定めるもの（本文書）	プロジェクト実施者 審査機関 等
②	プロジェクト実施者向け	プロジェクト実施者向け	プロジェクト実施者がプロジェクト計画書の作成から排出削減・吸収量の認証までの一連の手続において満たすべき要件を定めるもの	プロジェクト実施者
	審査機関向け	審査機関向け	審査機関が妥当性確認及び検証において、満たすべき要件を定めるもの	審査機関
③	モニタリング・算定規程		方法論に定められたモニタリング項目ごとに、従うべき具体的なモニタリング方法を定めるもの	プロジェクト実施者
④	方法論策定規程		方法論の策定に必要な要件及び策定手続を定めるもの	方法論策定者
⑤	方法論		排出削減・吸収に資する技術ごとに、適用範囲、排出削減・吸収量の算定方法、モニタリング方法等を定めるもの	プロジェクト実施者
⑥	プロジェクト実施者向け	プロジェクト実施者向け	プロジェクト実施者が、制度管理者との関係で契約の形で①,②,③,⑤の文書に規定された事項を遵守すべきことを定めるもの	プロジェクト実施者
	審査機関向け	審査機関向け	審査機関が、制度管理者との関係で契約の形で①,②の文書に規定された事項を遵守すべきことを定めるもの	審査機関

## 1.5 J-クレジット制度の原則

### 1.5.1 環境価値のダブルカウントの禁止

環境価値のダブルカウントとは、1つの排出削減・吸収効果を重複して認証、使用又は報告することであり、避ける必要がある。本制度においては、特に排出削減・吸収効果の重複認証、重複報告が生じないように、排出削減・吸収量の認証要件及びプロジェクト実施者が従うべき要件を定める。

### 1.5.2 国際規格への準拠

本制度は、プロジェクトレベルでの排出削減・吸収量の算定・報告に関する国際標準であるISO14064-2及び温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトの妥当性確認・検証に関する国際標準であるISO14064-3に準拠した制度とすることで、国際的な信頼性を確保する。また、本制度において妥当性確認及び検証を行うことのできる機関は、我が国においてISO 14065の認定を取得

した機関とする。

- ISO 14064-2 温室効果ガス — 第二部：プロジェクトにおける温室効果ガスの排出量の削減又は吸収量の増加の定量化、モニタリング及び報告のための仕様並びに手引 —
- ISO 14064-3 温室効果ガス — 第三部：温室効果ガスに関する主張の妥当性確認及び検証のための仕様並びに手引 —
- ISO 14065 温室効果ガス — 認定又は他の承認形式で使用される温室効果ガスの妥当性確認及び検証機関に対する要求事項 —

制度管理者は、上述の国際規格における下記の 6 原則を踏まえて制度文書を策定し、本制度を運用する。

原則	内容
適切性 (Relevance)	本制度の基本的方針に合致するように、制度文書を策定すること。
完全性 (Completeness)	プロジェクトによる温室効果ガス排出削減・吸収量が漏れなく算定されるよう、関連する排出削減・吸収活動を特定するよう定めること。
一貫性 (Consistency)	排出削減・吸収量が合理的に比較可能となるように統一の手順を定めること。
正確性 (Accuracy)	推計に用いられるデータの偏りと不確かさを可能な限り減らすよう定めること。
透明性 (Transparency)	プロジェクトに関する情報を適切に記録し、開示するよう定めること。
保守性 (Conservativeness)	排出削減量・吸収量が過大に評価されないことを確実にするよう手順を定めること。

### 1.5.3 追加性

本制度において J-クレジットとして認証される排出削減・吸収量は、本制度が存在しない場合に対して追加的な排出削減・吸収が実現されたものでなければならない。

## 1.6 J-クレジット制度の対象

### プロジェクト実施者

プロジェクト実施者に制限は設けない。

### プロジェクト

- 日本国温室効果ガスインベントリに計上される排出量の削減に資する取組
- 日本国温室効果ガスインベントリに計上される吸収量の増大に資する取組

## 温室効果ガスの種類

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 2 条第 3 項に掲げる物質が対象となる。具体的には下記のガスである。

- 二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）
- メタン（CH<sub>4</sub>）
- 一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）
- ハイドロフルオロカーボン(HFCs)のうち政令で定められるもの
- パーフルオロカーボン（PFCs）のうち政令で定められるもの
- 六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）
- 三ふっ化窒素（NF<sub>3</sub>）

## 認証対象期間

排出削減プロジェクトの認証対象期間の開始日は、方法論で別途定める場合を除き、プロジェクト登録の申請のあった日若しくはモニタリングが可能となった日のいずれか遅い日とする。森林管理プロジェクトについては、吸収量を年度単位で算定するため、認証対象期間の開始日をプロジェクト登録の申請のあった日の含まれる年度の開始日とする。ただし、正当な理由なく年度の開始日に森林経営プロジェクト実施地の森林について有効な森林経営計画が存在しない場合には、認証対象期間の開始日は、認定を受けた森林経営計画の開始日以降とする。

認証対象期間の終了日は、方法論で別途定める場合を除き、原則として認証対象期間の開始日から 8 年を経過する日までとする。認証対象期間が終了したプロジェクトと同一内容の排出削減・吸収活動を再び登録することは認めない。

## 認証対象期間の延長

本制度においては、プロジェクトが以下のいずれかに該当する場合に限り、認証対象期間の延長を行うことができる。

- 2016 年 9 月 27 日までにプロジェクト登録が承認されており、かつ、延長前の認証対象期間の終了日が 2021 年 3 月 31 日までのプロジェクト（制度延長に伴う認証対象期間の延長）
- 初回のプロジェクト登録による認証対象期間（8 年間）が経過する時点でベースライン排出量の再設定を実施し、なおも引き続き排出削減量が見込まれるプロジェクト（ベースライン再設定による認証対象期間の延長）

ベースライン再設定による認証対象期間の延長を実施した場合の延長後の認証対象期間の終了日は、原則として延長前の認証対象期間の終了日の翌日から起算して 8 年を経過する日とする。なお、既にベースライン再設定による認証対象期間の延長を実施済みのプロジェクトにおいて、再度、ベースライン再設定による認証対象期間の延長を行うことは認めない。

## J-クレジット保有者の要件

J-クレジット保有者に制限は設けない。



## 1.7 J-クレジットの用途

J-クレジットの用途は下記のとおりである。ただし、J-クレジットを活用する側の制度等においてプロジェクト実施者の属性やプロジェクトの種類に応じて活用に制限が設けられる場合がある。

- 低炭素社会実行計画
- 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく算定報告公表制度における調整後排出量の報告
- エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく定期報告における共同省エネルギー事業の報告
- カーボン・オフセット

表1 プロジェクト実施者の属性によるJ-クレジットの用途分類

プロジェクト実施者	用途
低炭素社会実行計画参加者	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく算定・報告・公表制度における調整後排出量の報告</li> <li>• エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく定期報告における共同省エネルギー事業の報告</li> <li>• カーボン・オフセット</li> </ul>
低炭素社会実行計画非参加者	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 低炭素社会実行計画</li> <li>• 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく算定・報告・公表制度における調整後排出量の報告</li> <li>• エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく定期報告における共同省エネルギー事業の報告</li> <li>• カーボン・オフセット</li> </ul>

表2 プロジェクトの種類によるJ-クレジットの用途分類

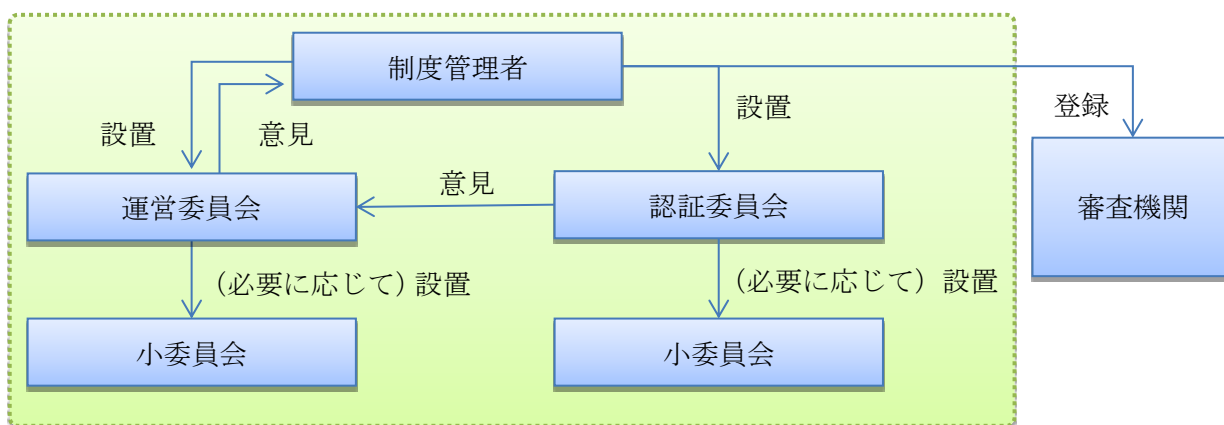
プロジェクトの種類	用途
森林管理プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく算定・報告・公表制度における調整後排出量の報告</li> <li>• カーボン・オフセット</li> </ul>
排出削減プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 低炭素社会実行計画</li> <li>• 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく算定・報告・公表制度における調整後排出量の報告</li> <li>• エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく定期報告における共同省エネルギー事業の報告（※ただし、省エネルギー等分野（EN-S）の方法論に基づき実施されるプロジェクトのみ）</li> <li>• カーボン・オフセット</li> </ul>

## 第2章 運営体制

### 2.1 体制

本制度は、以下の委員会等によって運営される。それぞれの主体同士の関係性は下図のとおり。

- 制度管理者
- Jークレジット制度運営委員会
- Jークレジット制度認証委員会
- 審査機関



### 2.2 委員会等の業務

2.1 で定める各委員会等は、以下の業務を担当する。

#### 制度管理者

- ① 制度文書の決定及び改廃
- ② 運営委員会及び認証委員会の設置
- ③ プロジェクト登録
- ④ 認証
- ⑤ 登録簿の作成・運営・管理
- ⑥ 審査機関の登録
- ⑦ 地域版Jークレジット制度の承認
- ⑧ その他本制度の運営に必要な業務

#### 運営委員会

- ① 基本文書の決定及び改廃に関する審議（ただし、下記の改定は運営委員会の審議を経ず制度管理者が行い、改定内容は遅滞なく運営委員会委員へ報告する）
  - ・ Jークレジット制度モニタリング・算定規程の各種係数（単位発熱量、排出係数、森林の吸収・排出量を算定する際の各種係数等）の改定（出典の変更を伴わない場合に限る）
  - ・ 方法論において「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」等を出典とする各種係数の改

定

- ・方法論のトップランナー基準及びバイオマスを原料とする燃料の持続可能性に係る記述の根拠法令等改正等に基づく改定
- ・方法論が規定する削減活動が法令などで義務化されたことによる、当該方法論の改定及び廃止

- ② 小委員会の設置
- ③ 制度管理者への制度変更に関する意見の提出
- ④ 認証委員会からの意見への対応案の審議
- ⑤ 地域版J-クレジット制度の承認に関する審議
- ⑥ その他制度管理者が必要と判断した内容に関する審議

#### 認証委員会

- ① プロジェクト登録に関する審議
- ② 認証に関する審議
- ③ 小委員会の設置
- ④ ①、②に関する制度変更についての意見の運営委員会への提出
- ⑤ その他制度管理者が必要と判断した内容に関する審議

#### 小委員会

- ① 運営委員会又は認証委員会の審議に基づき制度管理者が決定した内容に関する審議

#### 審査機関

- ① プロジェクト登録に関する妥当性確認業務の実施
- ② 排出削減・吸収量の認証に関する検証業務の実施

### 2.3 委員会の構成

#### 運営委員会

- ① 運営委員会は、有識者のうち制度管理者の委嘱を受けた委員 5 人以上 15 人以内で構成する。
- ② 委員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。
- ③ 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。
- ④ 委員長は、委員会の議長を務める。委員長にやむを得ない事情がある時は、副委員長は委員長を代行する。

#### 認証委員会

- ① 認証委員会は、有識者のうち制度管理者の委嘱を受けた委員 5 人以上 15 人以内で構成する。
- ② 委員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。
- ③ 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。
- ④ 委員長は、委員会の議長を務める。委員長にやむを得ない事情がある時は、副委員長は委員

長を代行する。

### 小委員会

運営委員会又は認証委員会は、必要に応じて、自らの役割・業務の範囲内における専門的な事項に関する審議や、問題の解決に向けた公正かつ迅速な審議を行うに当たり小委員会を置くことができる。

- ① 小委員会は、当該小委員会が属する委員会の委員長が指名し、制度管理者の委嘱を受けた委員 10 人以内で構成する。
- ② 小委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

## 2.4 委員会の運営

### 運営委員会

- ① 委員会は委員長が招集する。
- ② 委員会は、委員の総数の 3 分の 2 以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、当該議決について、委員会に出席することができない委員があらかじめ書面等により議決権の行使を委員長に一任する意思を表明した場合は、当該委員を出席したものとみなす。
- ③ 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- ④ 議事内容について特別の利害関係を有する委員は、③の議決に加わることができない。
- ⑤ 委員会及び配布資料は原則公開する。ただし、個別の事情に応じて、委員長は委員会及び配付資料を非公開とすることができる。
- ⑥ 委員会の審議については記録を行い、審議の概要を公開する。
- ⑦ 委員会は、必要に応じて電磁的方法又は書面による開催とすることができる。
- ⑧ 上記に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 認証委員会

- ① 委員会は委員長が招集する。
- ② 委員会は、委員の総数の 3 分の 2 以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、当該議決について、委員会に出席することができない委員があらかじめ書面等により議決権の行使を委員長に一任する意思を表明した場合は、当該委員を出席したものとみなす。
- ③ 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- ④ 議事内容について特別の利害関係を有する委員は、③の議決に加わることができない。
- ⑤ 委員会は非公開とし、配布資料は後日公開する。ただし、個別の事情に応じて、委員長は配

付資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

- ⑥ 委員会の審議については記録を行い、審議の概要を公開する。
- ⑦ 委員会は、必要に応じて電磁的方法又は書面による開催とすることができる。
- ⑧ 上記に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 小委員会

運営委員会及び認証委員会の規定は、当該委員会に属する小委員会に準用する。この場合において、「委員会」とあるのは「小委員会」と読み替えるものとする。

## 2.5 審査機関の要件及び登録手続

### 2.5.1 審査機関の要件

本制度において妥当性確認又は検証を行う機関は、以下の要件を満たすものでなければならない。

- ① 我が国における IAFMLA メンバー<sup>1</sup>による、ISO 14064-2 に対応する ISO 14065 認定を取得した機関であること。ただし、ISO 14065 認定を取得した認定分野に含まれる、本制度の各方法論を用いたプロジェクトに対してのみ、妥当性確認又は検証を行うことができる。
- ② 本制度における妥当性確認・検証機関として登録されていること。

### 2.5.2 本制度への登録手続

本制度において妥当性確認又は検証を行おうとする者は、審査機関登録申請書を作成し、2.5.1 ①に規定する要件に該当する者であることを証明する書類を添付して、制度管理者に対して登録申請を行わなければならない。

制度管理者は、登録が妥当である場合には登録し、その旨公表する。

### 2.5.3 審査機関の登録取消し・一時停止

- ① 審査機関は、ISO 14065 の認定が取り消された場合、速やかに制度管理者にその旨報告しなければならない。制度管理者は、審査機関から報告を受けた場合には、直ちに当該審査機関の登録を取り消すものとする。この場合、既に契約を締結している妥当性確認・検証を含め本制度において妥当性確認・検証を実施することはできない。
- ② 審査機関は、ISO 14065 の認定が一時停止となった場合、速やかに制度管理者にその旨報告しなければならない。制度管理者は、審査機関から報告を受けた場合には、直ちに当該審査機関の登録を一時停止とする。この場合、既に契約を締結している妥当性確認・検証を除いて本制度において新たな妥当性確認・検証を開始することはできない。
- ③ ISO 14065 の認定が一時停止となった審査機関の一時停止が解除された場合、審査機関は、速やかに制度管理者にその旨報告しなければならない。制度管理者は、審査機関から報告を受けた場合には、直ちに当該審査機関の登録の一時停止を解除する。

---

<sup>1</sup> 我が国における国際認定フォーラム (IAF) の品質マネジメントシステム、環境マネジメントシステム又は製品認証に関する相互承認 (MLA) メンバー。

#### 2.5.4 審査機関による登録取消しの申請

審査機関は、登録の取消しを申請することができる。登録の取消し申請が受理された日以降は、妥当性確認・検証を行うことができない。ただし、取消し申請が受理された日以前に行った妥当性確認・検証に起因する義務は、引き続き負うものとする。

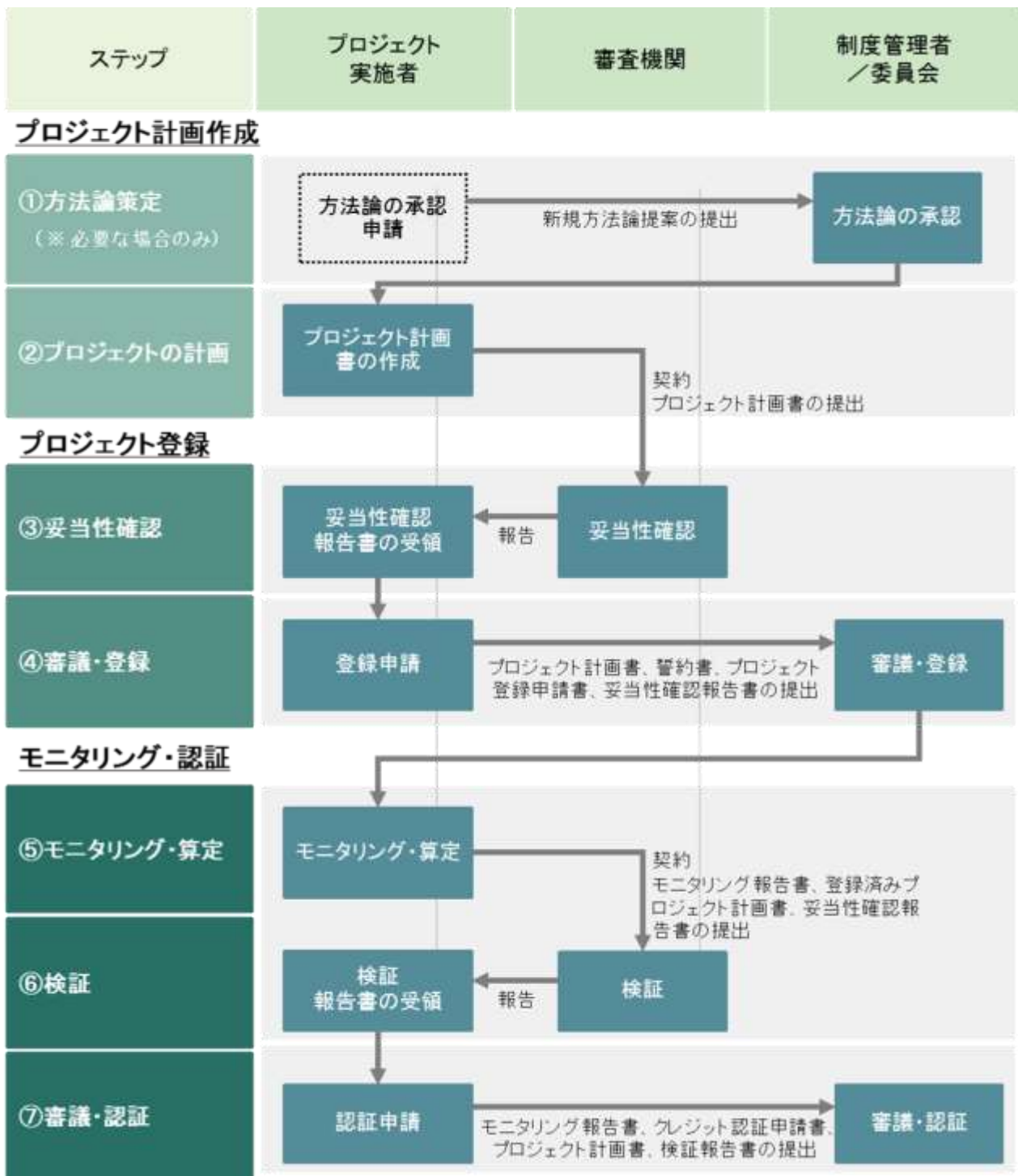
### 第3章 手続

#### 3.1 手続の流れ

##### 3.1.1 概要

本制度における手続の概要は以下のとおり。

プロジェクトの計画から認証までの流れ



### 3.1.2 方法論策定

承認された方法論に該当しない排出削減・吸収活動を行おうとする者又はその活動に間接的に寄与する者（設備のメーカー等）は、方法論策定規程に従って方法論を提案することができる。制度管理者は、方法論の提案を受けた場合には運営委員会での審議を経て方法論を承認し、公開する。

### 3.1.3 プロジェクトの計画

プロジェクト実施者（プロジェクト実施者が複数存在する場合は、代表者を選定し、以下「プロジェクト実施者は」とある場合には、当該代表者がその手続を行う。）は、実施規程（プロジェクト実施者向け）に従って、プロジェクト計画書を作成する。本制度に基づき登録されるプロジェクトは、次に掲げる要件のいずれも満たすものでなければならない。

- ① 日本国内で実施すること
- ② プロジェクト登録を申請した日の 2 年前の日以降に実施されたものであること（ただし森林管理プロジェクト及び本実施要綱 Ver.3.1 の有効期限以前に登録申請したものを除く）
- ③ 認証対象期間に関する本実施要綱 1.6 の規定に合致していること
- ④ 類似制度において、同一内容の排出削減・吸収活動によるプロジェクトが登録されていないこと
- ⑤ 追加性を有すること
- ⑥ 本制度で承認された方法論に基づいていること
- ⑦ 妥当性確認機関による妥当性確認を受けていること
- ⑧ （森林管理プロジェクトの場合のみ）永続性担保措置を取ること
- ⑨ その他本制度の定める事項に合致していること

### 3.1.4 妥当性確認

プロジェクト実施者は、プロジェクト登録の申請に当たって、実施規程（プロジェクト実施者向け）に従って、妥当性確認機関による妥当性確認を受ける。

妥当性確認機関は、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J-クレジット制度）実施規程（審査機関向け）（以下「実施規程（審査機関向け）」という。）に従って妥当性確認を実施し、妥当性確認報告書をプロジェクト実施者に提出する。

### 3.1.5 審議・登録

プロジェクト実施者は、妥当性確認を受けた上で、実施規程（プロジェクト実施者向け）に従って、プロジェクト登録の申請を行う。

制度管理者は、認証委員会によるプロジェクト登録に関する審議を踏まえ、プロジェクトが適切であると認められる場合、登録する。また、プロジェクト実施者に対して遅滞なく登録の通知を行うとともに、プロジェクト計画書の内容について、公開する。制度管理者は、登録の申請を受理した日から 10 週間以内に登録の可否の決定を行うよう努めるものとする。

### 3.1.6 モニタリング・算定

プロジェクト実施者は、実施規程（プロジェクト実施者向け）及びプロジェクト計画書に従っ



てモニタリングを実施し、モニタリング報告書を作成する。

### 3.1.7 検証

プロジェクト実施者は、認証の申請に当たって、実施規程（プロジェクト実施者向け）に従って検証機関による検証を受ける。

検証機関は、実施規程（審査機関向け）に従って検証を実施し、検証報告書をプロジェクト実施者に提出する。

### 3.1.8 審議・認証

プロジェクト実施者は、検証を受けた上で、実施規程（プロジェクト実施者向け）に従って認証の申請を行う。本制度に基づき認証される排出削減・吸収量は、次に掲げる要件のいずれも満たすものでなければならない。

- ① プロジェクトを実施した結果生じていること
- ② 排出削減・吸収量が、プロジェクト計画書に従って算定されていること
- ③ 検証機関による検証を受けていること
- ④ ②の排出削減・吸収量を算定した期間が、本実施要綱 1.6 で規定する認証対象期間の終了日を超えないこと
- ⑤ 類似制度においてプロジェクト登録や排出削減・吸収量の認証を受けていないこと
- ⑥ その他制度の定める事項に合致していること

制度管理者は、認証委員会による当該排出削減・吸収量の認証に関する審議を踏まえ、当該排出削減・吸収量が適切であると認められる場合、認証する。また、プロジェクト実施者が指定した口座保有者に対し J-クレジットに付与された識別番号を通知するとともに、モニタリング報告書の内容について、遅滞なく公開する。制度管理者は、認証の申請を受理した日から 10 週間以内に認証の可否を決定するよう努めるものとする。

### 3.1.9 プロジェクト計画書の変更

プロジェクト登録後にプロジェクト計画書の内容を変更する場合は、プロジェクト実施者は、実施規程（プロジェクト実施者向け）に従って、プロジェクト計画書の変更届を事務局に提出する。

## 3.2 J-クレジットの管理

制度管理者は、J-クレジット登録簿を作成する。

J-クレジットの保有を希望する者は、J-クレジット登録簿システム利用規程（以下「登録簿規程」という。）に従って J-クレジット登録簿口座開設の申請を行う。

J-クレジットは、J-クレジット登録簿への記録により効力を生じ、直ちに J-クレジット登録簿の口座の名義人に帰属するものとする。

自らの口座に J-クレジットを保有する者で他の者に移転を希望する者は、登録簿規程に従って移転を行う。また、自らの口座に J-クレジットを保有する者で J-クレジットの無効化を希

望する者は、登録簿規程に従ってJークレジットの無効化の申請を行う。

### 3.3 森林管理プロジェクトに係る特別措置

制度管理者は、自然攪乱や収用などの避けがたい土地転用が生じた場合に備え、森林管理プロジェクトから発行されるJークレジットのうち、3%をJークレジット登録簿上のバッファー管理口座に確保する。

制度管理者は、バッファー管理口座に確保したJークレジットを次のとおり無効化口座に移転する。

①自然攪乱等の発生、及び森林病虫獣害対策等として法令その他規定等（国又は地方公共団体が発出する文書に限る）に基づく主伐の実施について、実施規程（プロジェクト実施者向け）8.2の規定に従いプロジェクト実施者が報告した場合、当該箇所において発行していた量と同量のクレジットをバッファー管理口座から無効化口座に移転する。

②林野庁等の公的機関が公表する統計等に基づいて、森林全体面積に対する自然攪乱面積等の割合を年度ごとに算定し、当該年度までに発行した森林管理プロジェクトの全クレジット量に対する当該割合分のクレジットをバッファー管理口座から無効化口座に移転する。

③プロジェクト実施地が公道用地又は送電線用地等へ転用されることが決定した場合であって、プロジェクト計画作成時に予見し得ないなどやむを得ない理由が認められる場合、当該箇所において発行していた量と同量のクレジットをバッファー管理口座から無効化口座に移転する。

その他、プロジェクト実施者による、故意による土地転用・不適切な主伐に伴う吸収効果消失を防止するための吸収量の永続性の確保に関する所要の措置を実施規程（プロジェクト実施者向け）に定める。

### 3.4 プロジェクトの取消し

プロジェクト実施者は、プロジェクト取消しを申請することができる。プロジェクトの取消し申請が受理された日以降は、認証の申請を行うことができない。ただし、取消し申請が受理された日以前に行ったプロジェクトに起因する義務については、引き続き負うものとする。

### 3.5 地域版Jークレジット制度の概要

#### 3.5.1 対象者

地域版Jークレジット制度（以下「地域版制度」という。）の承認申請を行うことができるのは、下記いずれかの主体とする。

- 地方公共団体
- 複数の地方公共団体の集合体

#### 3.5.2 地域版Jークレジットの用途

地域版Jークレジットの用途は、1.7に掲げる用途に準ずる。

### 3.5.3 地域版制度の承認手続

地域版制度の承認手続は以下のとおり。

- ① 地域版制度の承認申請を行う者（以下「承認申請者」という。）は、地域版制度実施要綱案を作成し、地域版J-クレジット制度承認申請書と併せて、制度管理者に提出する。
- ② 運営委員会は、承認申請者から提出された申請書及び地域版制度実施要綱案の内容について、承認に関する審議を行う。
- ③ 制度管理者は、運営委員会での審議結果を踏まえ、3.5.5に定める地域版制度の承認基準に規定する全ての条件を満たしていると認められる場合、地域版制度として承認し、承認された地域版制度の運営を行う主体（以下「地域版制度運営主体」という。）及び地域版制度が対象とする方法論を公表する。

### 3.5.4 承認後の措置

- ① 制度管理者は、本制度の制度文書を決定又は改廃した場合、地域版制度運営主体に対して、遅滞なくその旨を通知する。この通知を受けた地域版制度運営主体は、遅滞なく当該決定又は改廃に対応した措置を講じる。なお、地域版制度運営主体が本制度の制度文書の決定又は改廃に因らない地域版制度実施要綱の変更を行う場合は、速やかに本制度管理者に申請し、運営委員会の審議を受ける。
- ② 承認後、地域版制度運営主体により適切にプロジェクト登録及び認証が行われているかどうかを確認するため、年に1回以上制度管理者が実地確認等を行う。
- ③ 実地確認等の結果を踏まえ、地域版制度運営主体によるスキームの運営が適切でないと制度管理者が判断した場合には、地域版制度運営主体に対し、改善を求めることができる。この場合、運営主体はその指示に従わなければならない。

### 3.5.5 地域版制度の承認基準

地域版制度運営主体は、プロジェクト登録及び認証に係る手続について、以下の要求事項を定めた地域版制度実施要綱を策定すること。ただし、地域ごとの状況に応じ、地域版制度運営主体は、要求事項を追加的に定めることができる。

#### （1）地域版制度の運営体制

プロジェクト登録及び認証を行うための専門性を有する有識者からなる委員会又はこれに準ずる会議体（以下「委員会等」という。）を設置すること。

#### （2）対象方法論の種類

地域版制度が対象とする方法論の種類を明示すること。

#### （3）手続

地域版制度の下でプロジェクト実施者が排出削減・吸収量の認証を受ける場合の手順は、本実施要綱 3.1.3 から 3.1.8 までの手順に準じること。また、以下についても規定すること。

- ① プロジェクト登録の申請に当たって従うべき文書が、本制度で定める実施規程（プロジェ

クト実施者向け)、方法論及び地域版制度が対象とする方法論に対応するモニタリング・算定規程であること。

- ② 本制度において登録を受けているプロジェクトは、地域版制度の下で登録を受けることはできない。
- ③ 妥当性確認機関が、本制度で定める実施規程（審査機関向け）に従って妥当性確認を行うこと。
- ④ プロジェクト計画書及び妥当性確認報告書を（１）で定める委員会等において審議し、審議結果を踏まえ、地域版制度運営主体がプロジェクトの登録を決定すること。
- ⑤ 認証の申請に当たって従うべき文書が、本制度で定める実施規程（プロジェクト実施者向け）、方法論及び地域版制度が対象とする方法論に対応するモニタリング・算定規程であること。
- ⑥ 検証機関が、本制度で定める実施規程（審査機関向け）に従って検証を行うこと。
- ⑦ モニタリング報告書及び検証報告書を（１）で定める委員会等において審議し、審議結果を踏まえ、地域版制度運営主体が認証すること。

### 3.5.6 地域版 J-クレジットの管理

地域版 J-クレジットは、本制度の登録簿に登録される。保有・移転・無効化等の登録簿上の取扱いについては、J-クレジットと同様とする。

運営主体は、制度管理者に対して登録事務手続代行依頼書を提出する。制度管理者は、依頼に基づき登録事務手続を行う。

なお、森林管理プロジェクトによる吸収量を認証する場合には、制度管理者は、森林管理プロジェクトから発行される地域版 J-クレジットのうち、3%を J-クレジット登録簿上の「地域版 J-クレジットバッファ管理口座」に確保する。

また、地域版制度運営主体が、地域版 J-クレジット分をエネルギー削減量、再生可能エネルギー量又は森林等の二酸化炭素吸収量を証明する証書等として使用する場合には、ダブルカウントを防止するための措置を講じること。

### 3.5.7 承認の有効期限

承認された日の属する年度の 3 月 31 日までを有効期限とする。

### 3.5.8 更新手続

- ① 地域版制度運営主体が地域版制度の延長をし、再度承認を希望する場合、有効期限内に、地域版 J-クレジット制度更新申請書を制度管理者に提出する。
- ② 制度管理者は、更新申請書の内容及び実地確認等の結果についての運営委員会での審議を踏まえ、3.5.5 で規定する承認基準を満たした実施要綱を作成していること及び当該実施要綱に従って地域版制度の運営が行われていると認められる場合、再承認する。

## 第4章 附則

---

### 4.1 施行日

本文書は 2013 年 4 月 17 日から施行する。本文書の Ver.5.0 は 2020 年 5 月 27 日から施行する。

### 4.2 基本文書からの逸脱行為を行った場合の措置

<全てのプロジェクト実施者>

- ・制度管理者は、プロジェクト実施者が基本文書に違反したと認められる場合は、当該プロジェクト実施者によるプロジェクトの登録を抹消するとともに、当該プロジェクト実施者が事象発生以降に新たに J-クレジットの取得・移転・無効化を行うことを拒否することができる。
- ・当該プロジェクト実施者が、是正措置に関する説明及び必要な証拠等を提出し、制度管理者が当該是正措置の内容を妥当と判断した場合、制度管理者は、当該プロジェクト実施者に係る新たなプロジェクト登録申請の受理、J-クレジットの取得・移転・無効化を行うことができる。ただし、プロジェクト実施者が繰り返し基本文書に違反した場合等悪質な違反と認められる場合については、制度管理者は、再度プロジェクトの登録を抹消するとともに、その後の是正措置に関わらず、登録の抹消後 1 年間は当該プロジェクト実施者からの新たなプロジェクト登録の申請、J-クレジットの取得・移転・無効化を拒否することができる。
- ・制度管理者は、認証の対象となった排出削減・吸収量が、他の類似制度において二重に認証されていることを把握した場合、プロジェクト実施者に対し、40 営業日以内に同量の J-クレジットの取消しを行うことを求めることができる。40 営業日以内に当該取消しに応じなかった場合、制度管理者は、J-クレジットの取消しが行われない限り、新たに J-クレジットの取得・移転・無効化を行うことを拒否することができる。

<プロジェクト実施者（森林管理プロジェクトのみ）>

- ・制度管理者は、実施規程（プロジェクト実施者向け）に定める補填義務について、期限までの履行が確認されない場合、その後も補填義務の履行が確認されない限り、当該プロジェクト実施者によるプロジェクトの登録を抹消するとともに、新たに J-クレジットの取得・移転・無効化を行うことを拒否することができる。

<審査機関>

- ・制度管理者は、審査機関が基本文書に違反したと認められる場合は、当該審査機関の登録の一時停止又は取消しを行うことができる。一時停止を受けた場合、既に契約を締結している妥当性確認・検証を除いて本制度において新たな妥当性確認・検証を開始することはできない。当該審査機関が、是正措置に関する説明及び必要な証拠等を提出し、制度管理者が当該是正措置の内容を妥当と判断した場合、一時停止を解除することができる。また、取消しを受けた場合、既に契約を締結している妥当性確認・検証を含め本制度において妥当性確認・検証を実施することはできない。

## 4.3 経過措置

### 4.3.1 基本文書の改定に伴う経過措置

基本文書の改定を行う場合について、改定前の基本文書の有効期限は、原則として以下のとおりとする。

- ① 当該改定が、改定前の基本文書の規定を適用しているプロジェクト実施者に影響を及ぼさない場合は、当該改定日の前日までとする。
- ② 当該改定が、改定前の基本文書の規定を適用しているプロジェクト実施者に影響を及ぼす場合は、当該改定日から6ヶ月後の日までとする。

### 4.3.2 制度移行に伴う経過措置

国内クレジット制度において排出削減事業の承認を受けていた者は、別に定める「移行届」を提出することにより、当該排出削減事業開始日から8年を経過するまでの間は、本制度において、国内クレジット制度のルールに基づき、当該排出削減事業に起因する排出削減量の認証を受けることができる。

また、オフセット・クレジット（J-VER）制度においてプロジェクトの登録を受けていた者は、別に定める「移行届」を提出することにより、当該プロジェクト開始日から8年を経過する日までの間は、本制度において、オフセット・クレジット（J-VER）制度のルールに基づき、当該プロジェクトに起因する排出削減・吸収量の認証を受けることができる。

上記の措置により発行されるクレジットは、J-クレジットとみなす。ただし、クレジットの活用先については、国内クレジット制度又はオフセット・クレジット（J-VER）制度のルールに基づく。

いずれの制度に参加していた場合であっても、排出削減事業開始日又はプロジェクト開始日から8年が経過した後引き続き同一の排出削減・吸収活動に起因する排出削減・吸収量の認証を受けようとする場合、本実施要綱1.6の規定に関わらず、その時点で最新の制度文書に従って、プロジェクトの更新の申請を行うことができる。この場合、更新の手続はプロジェクト登録の手続に準ずることとするが、妥当性確認に当たっては、追加性の評価を行う必要はない。その際に設定するベースラインは、J-クレジット制度の方法論における新設プロジェクトのベースラインの設定方法に従う。また、更新を受けたプロジェクトの認証対象期間の終了日は、原則として2021年3月31日までとする。なお、更新を受けたプロジェクトにおいても、本実施要綱1.6が規定するベースライン再設定による認証対象期間の延長を参照することが可能である。

ただし、国内クレジット制度又はオフセット・クレジット（J-VER）制度において実施していた事業又はプロジェクトが、J-クレジット制度における設備更新のみを対象とした方法論に対応する事業又はプロジェクト、若しくは設備導入を伴わない事業又はプロジェクトであった場合は、モニタリング開始日から8年が経過した日以降は、プロジェクトの更新を行うことはできない。

#### 4.4 審査機関の登録に関する特例

##### < 審査機関の暫定登録 >

- ① 制度管理者は、ISO 14064-2に対応するISO 14065認定事業に申請している機関を、当該機関の申請が受理された日から2年以内に限り、本制度における審査機関として暫定的に登録できる。ただし、ISO 14064-2に対応するISO 14065認定事業に申請した認定分野に含まれる、本制度の各方法論を用いたプロジェクトのうち、ISO 14064-2に対応するISO 14065認定審査の現地審査立会を受けるために必要な件数のみ、妥当性確認又は検証を行うことができる。
- ② 制度管理者は、ISO 14064-2に対応するISO 14065認定を取得して本制度に登録された機関が1機関に満たない認定分野（「GHGの吸収プロジェクト（森林）」のみ3機関とする。）に限り、気候変動枠組条約において対応するセクtralスコープにおいて指定運営組織（DOE）又は認定独立組織（AIE）として登録されている機関（当該機関の日本法人を含む法人又は法人の一部）を、本制度における審査機関として暫定的に登録できる。
- ③ 制度管理者は、ISO 14064-2に対応するISO 14065認定を取得して本制度に登録された機関が1機関に満たない認定分野（「GHGの吸収プロジェクト（森林）」を除く。）に限り、他分野（「GHGの吸収プロジェクト（森林）」を除く。）のISO 14064-2に対応するISO 14065認定を取得している機関を、2023年3月31日を期限に、本制度における審査機関として暫定的に登録できる。

#### 改定履歴

Ver	制定／改定日	有効期限	内容
1.0	2013.4.17	2014.7.20	新規制定
2.0	2014.1.20	2014.5.6	<b>1.6 J-クレジット制度の対象</b> 認証対象期間に森林管理プロジェクトにおける特例を追記 <b>3.3 森林管理プロジェクトに係る特別措置</b> プロジェクト計画段階で予見し得なかった土地転用による排出量をバッファ口座のクレジットにより補填する旨を明確化 <b>4.3.1 基本文書の改定に伴う経過措置</b> 基本文書の改定に伴う経過措置を追記
2.1	2014.5.7	2014.12.25	<b>1.6 J-クレジット制度の対象</b> 森林管理プロジェクトにおける認証対象期間の開始日の特例措置について追記
2.2	2014.12.26	2016.1.12	<b>2.4 委員会の運営</b> 運営委員会の電磁的方法又は書面による開催について追記

2.3	2016.1.13	2017.3.27	<p><b>1.6 J-クレジット制度の対象</b> 温室効果ガスとして「三ふっ化窒素 (NF3)」を追記</p> <p><b>3.1.3 プロジェクトの計画</b> プロジェクトの登録要件として「類似制度において登録されていないこと」を追記</p> <p><b>3.1.8 審議・認証</b> 排出削減・吸収量の認証要件として「プロジェクトが類似制度において登録されていないこと」を追記</p>
3.0	2016.9.28	2017.1.17	<p><b>1.6 J-クレジット制度の対象</b> 認証対象期間の終了日を「認証対象期間の開始日から8年を経過する日若しくは2031年3月31日のいずれか早い日まで」に変更等</p> <p><b>3.1.3 プロジェクトの計画</b> プロジェクト要件の③として「認証対象期間に関する本実施要綱 1.6の規定に合致していること」を追加等</p> <p><b>3.1.8 審議・認証</b> 認証要件の④で、排出削減・吸収量を算定した期間を、「本実施要綱 1.6で規定する認証対象期間の終了日を超えないこと」に変更</p> <p><b>4.3.2 制度移行に伴う経過措置</b> 第4段落(更新に係る規定)の末尾に、「また、更新を受けたプロジェクトの認証対象期間の終了日は、本実施要綱 1.6の規定に関わらず、2021年3月31日までとする。」を追加</p>
3.1	2017.1.18	2017.9.30	<p><b>2.2 委員会等の業務</b> ①「基本文書の決定及び改廃に関する審議」に、審議対象から除外する項目についての但し書きを追加</p> <p><b>2.4 委員会の運営</b> ⑦の「電磁的方法又は署名による開催とすることができる」審議事項から「各種係数の改定」を削除</p>



4.0	2017.3.30	2017.7.25	<p><b>1.6 Jークレジット制度の対象</b> 対象となるプロジェクトの記述から「2013年4月1日以降に実施されるもの」を削除</p> <p><b>3.1.3 プロジェクトの計画</b> 要件②を「プロジェクト登録を申請した日の2年前の日以降に実施されたものであること」に変更</p> <p><b>4.1 施行日</b> 「本文書のVer.4.0は2017年3月30日から施行する。」を追加</p> <p><b>4.4 プロジェクト開始時期の特例</b> 項目全体を削除</p>
4.1	2017.7.26	2020.11.26	<p><b>1.6 Jークレジット制度の対象</b> 森林管理プロジェクトの認証対象期間の開始日に係る記述の「プロジェクト開始日」を「プロジェクト登録の申請のあった日」に変更 「森林施業計画」の文言を削除</p> <p><b>3.1.3 プロジェクトの計画</b> 要件②の括弧内に「森林管理プロジェクト及び」を追加</p>
5.0	2020.5.27	2021.3.10	<p><b>1.6 Jークレジット制度の対象</b> 「認証対象期間の延長」を追加。</p> <p><b>2.2 委員会等の業務</b> 「方法論が規定する削減活動が法令などで義務化されたことによる、当該方法論の改定及び廃止」を追加</p> <p><b>3.3 森林管理プロジェクトに係る特別措置</b> 自然攪乱及び土地転用に対するバッファゾーンからの無効化に係る規程を統合的に整理</p> <p><b>4.3.2 制度移行に伴う経過措置</b> 「更新を受けたプロジェクトにおいても、実施要綱1.6に規定するベースライン再設定による認証対象期間の延長を参照することが可能」であることを追加</p> <p><b>4.4 審査機関の登録に関する特例</b> 「審査機関の暫定登録」の改定及び、「暫定的な認定分野の特例」の廃止</p>
5.1	2021.3.11	2021.8.2	<p><b>2.2 委員会等の業務</b> 運営委員会の審議を経ず制度管理者が行い、改定内容は遅滞なく運営委員会委員へ報告する改定として、「バイオマスを原料とする燃料の持続可能性に係る記</p>

			述の根拠法令等改正等に基づく改定」を追加。
5.2	2021.8.3	—	<p><b>1.6 J-クレジット制度の対象</b></p> <p>認証対象期間について方法論で別途定める場合があることを明記。同じく終了日に関して「2031年3月31日」に係る記述を削除。</p> <p><b>2.4 委員会の運営</b></p> <p>運営委員会の電磁的方法又は書面による開催を認める場合を限定する記述を削除。</p> <p><b>4.4 審査機関の登録に関する特例</b></p> <p>審査機関の暫定登録の新たな形を、2023年3月31日を期限に追加。</p>